

令和 8 年 5 月 2 7 日
障 害 福 祉 部
障 害 者 地 域 生 活 課

成人障害者の居場所づくり支援事業の実施について

1 主旨

成人障害者には障害児が利用できる放課後等デイサービスと同等のサービスがなく、本人の社会参加や家族の就労継続等のニーズに応えられていないことが課題となっている。そのため、区としては新たな仕組みの構築など、国や東京都に申し入れを行ってきたところである。

このたび、都が「区市町村障害者の居場所づくり促進事業」（以下「都事業」という。）を新規に実施することとなったことから、この都事業を活用し、障害者の日中通所系サービス利用後の居場所づくりに取り組む事業所に対して補助を行うこととする。

2 事業の概要

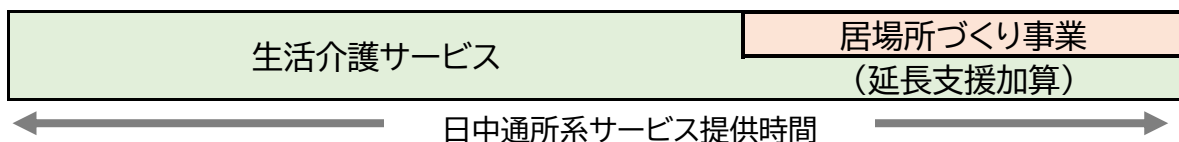
（1）対象事業

- ①生活介護施設での開所時間延長による事業実施
- ②障害福祉サービス提供時間外での事業実施

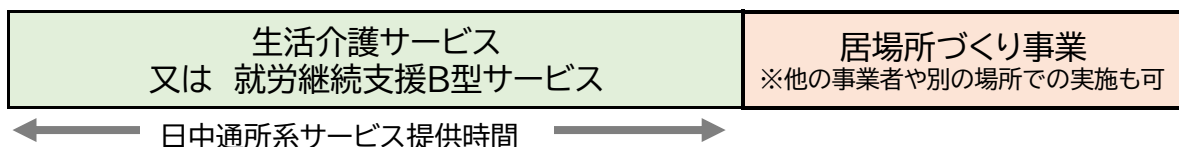
【事業利用イメージ】

※ **居場所づくり事業** 部分が補助対象となる

①生活介護における開所時間延長での事業実施



②障害福祉サービス事業所等での事業実施



（2）事業内容

日中通所系サービスの利用後、社会参加や家族の就労継続のための支援が必要な障害者に対して、夕方の受入れを原則週 3 日以上実施する。

3 補助の概要

(1) 補助項目

基本額、専門職配置加算、送迎加算、施設借上げ加算、開設準備経費(*)、週5日開設加算(*)、利用者拡大加算(*)

(2) 負担割合

都 3/4 区 1/4 (1)のうち(*)については、都 10/10

4 所要経費

(1) 歳出予算 95,260千円

※アンケート調査を実施し、事業活用見込みの回答を得た7事業者で算定。

(2) 歳入予算 76,444千円

＜内訳＞・都補助金 76,444千円

5 その他

すでに、成人障害者の社会参加等を目的とした居場所事業を地域生活支援事業である日中一時支援で行っている事業所については、令和8年4月に遡って、成人障害者の居場所づくり支援事業を適用する。

6 今後のスケジュール（予定）

令和8年6月 第2回区議会定例会に補正予算案を提案
事業者への周知
7月 補助申請受付